

『山形県立米沢女子短期大学紀要』第五十号  
二〇一四年十二月二十六日刊 別刷

論文

日本中世鉄人退治譚補綴

佐々木 紀 一

# 日本中世鉄人退治譚補綴

佐々木 紀 一

## 一、先稿の訂正

先稿<sup>(1)</sup>で筆者は、善応寺本を代表とする河野氏系図が『予章記』に先行する事を論証し（以下、先行系図とする）、系図と所収される中世説話の性格と成立について諸資料と比較して推定した。その一つの鉄人退治譚は古今東西に共通する伝承であるが、特に異賊の播磨襲来説に基づく系統が存在し、想定される典拠成立の契機が蒙古襲来にあると結論した。しかしこれは再検討が必要である。迂闊な事に先稿以前に既に金光哲氏<sup>(2)</sup>が、新羅襲来説が平安時代に遡る事を指摘してゐた事に近時気づいた。氏は鎌倉末期から南北朝期にかけての『八幡愚童訓』（所謂甲本。以下同）・『予章記』・『伊予三島縁起』・『八幡宇佐宮御託宣集』薩卷裏書（金氏論①）及び『二代要記』（金氏論②）に、新羅の播磨襲来説が見える事を指摘して、建保七年（一一一九）撰の石清水八幡宮蔵『諸縁起』所収の縁起や、金沢文庫伝来で、『三韓征伐記』の別名を持つ『対馬記』<sup>(3)</sup>に、別に新羅日本襲来説が見える事から、新羅襲来説が平安時代に淵源を持ち、神功皇后の三韓征伐の影響を承けるところとした。同時に氏は『予章記』が『八幡愚童訓』を利用する事から、『予章記』の鉄人は『八幡愚童訓』の「塵輪の模倣」であると指摘してゐた（金氏論①）。

『八幡愚童訓』の塵輪を見るに、

仲哀天皇ノ御時ハ、異国ヨリ責寄シテテ、先塵輪ト云者、形ハ如「鬼神」ノ  
身色赤、頭ハハニシテ、ヤ「黒雲ニ乗テ、虚空ヲ飛テ日本ニ着ク、人  
民ヲ取殺ス、遠偃テ是ヲ射ハ矢折レ、近寄レハ心迷テ身ヲ亡ス、人種既  
尽ナントス」（菊大路本）<sup>(4)</sup>

とあり、「人臣ノ力ニテ不可レ有ニ討事ニ」、「十善ノ力ニテ塵輪ヲ降伏シ給シト」として、更に「御門自御弓ヲ取り、矢ヲ拥テ能挽射サセ給ヘハ、塵輪カ頭射切ラレテ、頭ト身トニ成テ落ニケリ」とあつて、天皇以外には倒せない強敵である。内閣文庫本で傍線部が「箭モタ、ス」とあれば、不死身であつたとすべきであるが、他本は傍線の通り、或は「弓箭折」（筑紫本）<sup>(5)</sup>とあり、塵輪が不死身であつたか明確ではなく、天皇の退治の際も説明がない。以降の貞治五年（一一三六）成立の『詞林采葉抄』二「渤海」でも、「塵輪ト云者、雲ニ乗リ、風ニ随テ天ヲ飛ヒ朝モノアリ」とあり、後の『八幡縁起』乙類諸本でも、「【】が無い他、ほぼ同じである。天正十八年（一一五九〇）成立で、安房の『那古寺文書』「岡本頼元奉納祝詞」では、異同が比較的大きく、

御門御心之内ニ、新羅・白濟・高麗此三翰ヲ退治思シ召ラ、蒙古  
大將神輪ト云鬼得ニテ他心通ニテ、乍レ居日本国ノ王、討ニ我カ国ノ  
思フ、其前ニ亡ニサント日本一ヲ思ヒ、向ニテ本朝一ヘ寄異ナル雲ヲ出シ、青

色イロ霞カスミ降フ、黒雲クワクモニ乗ノリテ日本ニッポンへ来キリ、万民マンミンヲ煩ワザハシ、王法オウホフヲ恠ヲマス10

と蒙古とし、波線の様な奇特を示すが、鉄人譚としての性格・展開が見られず、先行系図や『園城寺伝記』の鉄人と隔たると云ふべきである。

更に先稿からすると『八幡愚童訓』との関係は先行系図を対象とすべきであり、『八幡宇佐宮御託宣集』諸本中、裏書本文を持つ文明二年(一四七〇)書写の柞原八幡宮本薩卷裏書には、

へ一、元明四十三元天皇御宇治七年第七年甲寅、高麗国軍七万三千人來、被追返畢

へ一、敏達冊代天皇御宇治十四年、第四年乙未、新羅国賊來、從大宰府迄幡磨国明石浦、皆則焼失、皆有官兵、此時靈神令冥伏給人へ一、推古天皇御宇治十六年、第八年庚申、与新羅凶賊合戦

と、他の記録に見えない襲来記事があり、敏達紀記事の明石襲来は同じだが、官兵出動の記事(傍線)は『八幡愚童訓』よりも先行系図に近い。故に河野家の鉄人退治譚は『八幡愚童訓』ではなく、『園城寺伝記』の朝山氏の伝承が示す様に、別の播磨異賊襲来説話に基づく想定出来るのである。

その播磨襲来説の成立について先稿では未見の『新羅合戦記』が典拠で、それも蒙古襲来を契機としてゐると推定した訳だが、『一中歴』二「年代歴」(尊経閣善本影印集成)の記事の、

鏡当四年辛丑〔新羅人來、從筑紫至播磨焼之〕

に、敏達天皇の私年号の四年に、新羅が筑紫経由で播磨を焼いたとする異賊播磨襲来記事が見え、河野氏の伝承と共通する事を八束武夫氏が指摘してゐた。<sup>13</sup>『一中歴』は現存の尊経閣本は鎌倉末から南北朝頃の書写で、代々書き継ぎが成される所があるが(一「人代歴」・「侍中

歴」、二「年代歴」)、一方で鎌倉初期の順徳天皇時代の本文を残す所があり、また平安後期には「昔新羅悪賊起來事度々也」と、既に複数<sup>14</sup>の襲来伝承が成立してゐるから、問題の記事の成立が『八幡愚童訓』(蒙古襲来)以前の鎌倉時代初期に遡る可能性を否定出来ないのである。

故に本稿では最初に鉄人退治譚の遺漏を補なひ、その展開、更には特に元寇以前に遡る可能性のある異賊播磨襲来説の成立について、改めて考察するものである。

## 二、中世鉄人退治譚補綴

先稿では中世諸文献より鉄人(鉄身)伝説を集め、日本で独自の変化を遂げた、中国古代の蚩尤退治が伝承の中心にあつたことを述べた。鉄人退治譚は、基本的に唯一の弱点の「形成」、「露見」、「退治」より構成されるが、それを一部しか持たない説話が蚩尤以外にもあつた。近世初期頃成立の『諸虫太平記』には、

元もとより正門せいもん、其身そのみ如ごとく二鉄身てつしんにして、矢石やせきに不し被レ破やぶ、劔戟けんげきにも痛いたざりしかば、事ことくし、京都きょうとの奴原おなばら、怖おそるに不し足たりとて、何なにの不し計けい略りやく一いち、指さて城しろをも固かたざりしかば、忽たちまち一陣いちじんに利きを失うひ、正門せいもん終つひに、秀郷ひでさとが為ために討うたれ15

と、平将門鉄身を受けるが、眉間(『太平記』:こめかみ(『職原之起』)等に見えた、弱点を射られる最期に言及がない。これは省筆の結果の可能性があるが、寛永版本『庭訓抄』上「四月往状」では中国の干将莫耶説話の眉間尺について、

凡此僉責、其身ハ鐵ノ如クニシテ、截トモ射トモ害シ難シ<sup>(17)</sup>

とするが、敵側と交戦の無い儘、眉間尺は自刎するから鉄身の設定が無効である。また『榻田暁筆』巻十六「靈劍」部「源家鬼切」では、名劍蜘蛛切由来の異説として渡辺綱の蜘蛛退治を記すが、

又蜘蛛切と申侍るは、紀伊国名草郡に大なる森有り、彼所に全身鉄にて広大の蜘蛛あり、(中略) 諸卿僉議あて、彼を退治すべき其器をえらばれるに、渡辺綱也、源五勅をかうぶり、彼蜘蛛を切平げしによりてかく名付ける共申(中世の文学『榻田暁筆』)

とあり、室町物語の『武家繁昌』に、神武に征討された「つちくもは、矢もた、す、ほこもとをらす」<sup>(18)</sup>とあるから、土蜘蛛の特性とされてゐたかもしれない。しかし『榻田暁筆』では名刀故、貫いたかは不明で、『武家繁昌』では焼き殺すとあるから、以上の鉄身は単に強敵としての設定に留まる事にならう。

蚩尤鉄身説話にも弱点の露見とそれによる退治が無い例がある。能『涿漣』には、

蚩尤ハ鉄の膚、うて共、切共ひるますして、飛違、はね違、はたらきけれ共、郎等残らす討れければ、蚩尤を中につ取こめて、足手をいため、打ふせて、縄打かけて、軒轅・黄帝ハ還幸なるこそ目出たけれ<sup>(19)</sup>

と鉄身が見えるが、弱点露見に拠る退治がない。その冒頭には黄帝が弓矢を造りだした為、「蚩尤もかふと・鎧をつくりきて」とあり、「銅頭鉄額」に発した甲冑創始説も取り込んである事になるが、『舟のゐとく』(天理大学図書館本)でも、

爰に又、神農より五代の末葉、帝明の孫、帝宣の末子に、蚩尤と

いへる悪行の人あり、その身は堅石にして、頭はあか、ねにて、ひたひはくろかねなり、朝夕の食物にはいさこをくび、石をのんで、身命をつく<sup>(20)</sup>

と、「銅頭鉄額」を受けるが、以降の退治と関係しないのである。濱中修氏は、『舟のゐとく』の貨狄の舟発明と黄帝の蚩尤退治の結合が仮名本『曾我』・『自然居士』にも見える事を指摘し、『舟のゐとく』は『謡抄』の『自然居士』の注に拠るかど指摘するが、その先行文献にも「堅石」は見えず、中世流布の鉄身伝承が別に取り入れられたものであらう。また『三国伝記』巻一「三皇五帝事」で、

彼黄帝ノ世三蚩尤ト云逆臣アリ、首ハ銅、身ハ鉄ナリ、但、跏計リ人<sup>(21)</sup>同シ<sup>(22)</sup>

とあり、銅頭鉄身とする点では平安鎌倉以来の説を承けてゐるが、足裏に弱点があるとす。『三国伝記』では指南車が発明されたとするだけで蚩尤退治に至らないが、先稿で紹介した天理図書館蔵『庭訓私記』にも「蚩友カ身ハ皆鐵ニテ目ト足ノ裏計常ノ人也」と弱点が二箇所と云ふ説明があつた。庭訓の古注では、

此ノ百手ハ蚩尤ヨリ起レリ、昔シ蚩尤、南山ニ桶籠ルヲ黄帝攻シタカヘテ、後二的ヲ張り、中ノ輪ヲ蚩尤カ目ニ象テ調伏ノ為ニ射ル也、故ニ南山ト書テアツチト読也(前田本『庭訓往来抄』<sup>(23)</sup>)

とある様に、正月の「百手」の起源説話とされ、佚書『十節記』の節句起源に、蚩尤の身体を打つて邪気を攘ふとし、「的者面目」(『明文抄』)とある事を受けるのである。見聞系『朗詠注』甲系本の五節起源説にも見え、

昔、黄帝ト蚩尤、々々炎帝ノ臣也、黄帝ヲ打テ、炎帝ヲ位ニ付ケムトセ

シナリ、然、蚩尤返テ被打、死テエキレイノ神ト成テ、国土人民亡ス（中略）マトハ眼也、蚩尤カ眼ハ三重ニ輪ヲ有リケルナリ、サテ、マトノエハ三重ニカク也、眼ノ中心ノ瞳（開六）トミヲハ拔出テ、キウチヤウノ玉成リ、サテ、マトノ中心乃黒眼ヲハ、イレヌナリ、此故ニ、正月遊（七）ヒ吉クシツレハ、疾病ヤマストハ云也（知恩院本）

また同乙系本では、

蚩尤、黄帝ト度々、涿鹿山ト云処ニシテ、常ニ合戦セラレケレトモ、蚩尤、ツイニ被誅ケリ、後、ソノ憤リ深シテ、黄帝ノ臣下ヲ病セケリ、其時、七種ノ粥ヲ煮テ、天神地神ニ祭りケリ、今、正月十五日ノ粥、是也、的ハ、彼カ眼ヲ抜テ、射ル也（書陵部本）

との絵の由来が説明される。蚩尤の目を見立て的に射る事から、目が弱点とされるに至るならば分かるが、『庭訓私記』、更には『三国伝記』で足裏が加はる事には、別の退治譚が存在してゐた可能性が考慮されよう。それは河野家の鉄人退治譚とも呼応するであらう。

### 三、『予章記』の鉄人退治譚の形成

先稿で『月庵醉醒記』の鬼の弱点が足裏で、床下より突き刺し退治したとある事を紹介したが、越智益躬の鉄人の足裏退治の状況とは合致しない。即ち先行系図の一、善応寺本『河野系図』益躬脇書に、

弩藝乃達人武略名譽有之、異国〔故名夷〕、戎人八千人、以鐵人、為將襲来（須）、終（仁）播磨国明石浦（仁）着、益躬以永矢、鐵人乃足（乃）裏（乃）射（流）、士卒（仁）出江（乃）橋立（土）云武者有、鐵人乃首取（テ）、天皇（仁）奉流、八千人戎或誅之、或虜之、切足棄置西海之浜浦、適存者棄（垂イ）釣、末

孫多之、号宿海、自上古当家被召仕彼奴原（五）

と足裏を射たとあるが、どの様に弱点を発見し、本来射にくい位置の目標を矢で射る事が出来たかの説明が、『三国伝記』同様見えないのである。『王年代記』の「出江於三橋上ニ立ッ」が原態を留めるとは速断出来ないものの、他の史料で人名とする「出江橋立」が、本来水鏡による発見を意味してゐた可能性があると先稿に推定したのだが、それが正しいとしても、どの様に「永矢」で射当てたのだらうか。

確かに『予章記』には詳しい状況説明がある。

蟹坂ヲ越ルニ、彼坂ハ上レハ下ル坂ナレハ、須磨耶明石ノ浦伝ヒ景モ勝タル処ナレハ、鉄人モ乗レ興、足ヲ挙テ馬ノ上ヨリ遠見シテ彼是ト問ケレハ、答ル躰ニテ見ルニ足裏眼アリ、誠ニ神明ノ御示現ヨト喜テ、袖ノ下ニ隠テ持タル矢ヲ〔鐵腸縹也、名掃鬼（オシハライ）〕以今度又挙ル処ヲ、抛矢（ウチヤ）ニ被レ投ケレハ、跌ヨリ頭迄徹リケルホトニ、馬ノ上ヨリ真倒ニ落タリ、此時迄モ出江橋立ト云、益躬ノ被官ノ有ケルニ課（ヲ）テ頸ヲ打セラル（長福寺本）

と、明石付近の美景を眺める為、足を挙げた際、足裏に眼のある事に、益躬が気付き、投矢でそこを狙つたとする。波線部からすると、鉄身と異なる部分を比喩的に眼と表現したのではなく、足裏の眼で眺望したと解せざるを得ない。

鉄身で更に足裏に眼があるとは更に奇抜な怪物である。『予章記』諸本や河野諸系図で、この箇所（に）些か留意すべき差異がある。呆犬齋本『予章記』では傍線部を「答ル体ニ近付テ見ハ、足ノ裏ニ肉アリ」とし、山之井本『予章記』（五）も、

其大將身ニ鉄ヲ絡ヘリ、（中略）蟹ガ坂ヲ過、誠ニ須磨ヤ明石ノ

浦伝ニ、尋常ナラヌ風景ニ鉄人モ乗レ興、馬上ヨリ遠見シテ、此ノ彼ノ云ケルヲ、答ル躰ニテ窺見レハ、跟ノ裡ニ肉身見エタリ、真ニ明神ノ示現ソト心中ニ祈念シテ、袖下ニ隠持処ノ矢ヲ以テ、投矢ニ射ル、鉄人馬上ニタマラズ真倒ニ落（『予州来由記』も同）とするのは、足裏の弱点を発見する為に、更に接近したとの説明を加へたものであるが、共に眼としてゐない点も特徴である。阿弥陀寺本『河野氏系図』<sup>26</sup>で、

播州蟹カ坂ニ至テ、鉄人明石ノ美景ヲ馬上テテ遠見ス、見レハ足ノ裏ニ肉有テ、眼湧泉ニアリ、三島大明神翁ニ現シテ、益躬ニ鉄人眼有所ヲ知セ王フ、益躬喜ンテ袖ノ下ニ隠シ持タル劍ニテ、鉄人カ眼ヲ突殺ス

と肉・眼が双方登場するのは、折衷本文の可能性があるが、何れも足裏に眼がある奇怪さを改めたと解される。しかしさうすると美景を前に足裏を挙げる必然性がなくなり、発見も困難となる。長福寺本より後出改変の上蔵院本『予章記』では、

鉄人ヲ馬ニ乗セ、須磨ヤ明石ノ浦山ヲ徐ニ歩シテ教ヘケレハ、流石鉄人モ坐口ニ心打解テ、面白ケニソ詠ケル、益躬好キ時分ヨト心得テ、蟹坂ノ辺ニテ、此来嗜ミ持タル金磁頭ヲソロリトヌキ、足ノウラノ矢所ヲ見スマシ、思フマ、ニ射ケレハ、其矢跛ヨリ徹テ、頭ノ上三寸ハカリ血シホニ染ミテ出ヌレハ、鉄人タマリモアヘス真倒ニ落ル処ヲ（下略）

と足の裏を矢で射たとするが、如上の説明、状況を一切持たない。抑も眼であれ、肉であれ、また矢で射るとすると困難な場所に弱点があり、為に阿弥陀寺本では剣で突き刺したと改変したと思はれるが、

先行系図では「永矢」とあるだけで詳しい状況の説明がない事が『予章記』他の改変の原因であると考へられ、『河野軍記』では、鉄人の左足を取り、馬上から引き落とし、喉笛を刺し通したとする。

故に先行系図も『三国伝記』・『庭訓私記』同様、不可解な例になるが、中世の他の伝承より説明可能であると思はれる。先稿で紹介した『志岐系図』<sup>27</sup>でも足裏を射ただけであり詳細は不明であるが、朝山氏の伝承を載せる『園城寺伝記』を見るに、

近曾弘安年中、蒙古播磨（赤石ノ大友氏）責来、蒙大將蟹（遍身鉄也）出雲国住人朝山次郎、次郎夢、素翁現云、可射大將蟹之足裏ヲ、問云、可如何射乎、答、揚空可射文、問云、為誰人乎、答云、汝氏新羅神也、翌朝之合戦蟹被射足裏滅亡、其所云蟹坂云々、此事記家日記朝山家録有之（大日本仏教全書）

とあつて、弱点の露頭は神託によるもので、足裏を狙ふ方法も空に向けて射たと解されるから、矢は融通無碍な動きを見せた事になる。その神通の矢は中世の物語に見られるのである。聖徳太子伝の中の蝦夷退治の際の太子の矢は、

太子吾朝ノ弓箭ノ力用ヲ思ヒ知ラセント思シ食シテ、方便定ノ御弓ニ、（知）患ノ神通ノ鎗矢ヲ取テ番テ、能引テ打ト放チ給フ、是三ツ目ノ角ノカフラ也、如ニク雷電ノ出シテ声一ヲ、夷カ城ヲ七遍マテ鳴リ廻リテ、天ニ鳴テ上リ、大地ニ鳴テ下リ、上下乱転シテ一城ノ中ノ夷共ノ心ヲ令ニ迷惑ニ、弓箭ノ本末ヲ不サリキ弁ヘ、然シテ後、四人ノ大將軍ノ頭ニ付テ鳴廻リケレハ、可ニキ堪ヘ忍フ様不ス侍一ヲ（輪王寺本『聖徳太子伝記』十歳条）<sup>28</sup>

とあり、室町物語『田村草子』上にも田村俊宗が、

つもの、つきゆみに、しんつうの、かふらやをもつて、ひきはなちたまへは、こんさうはうか、ひたりのみ、に、はなれずして、七日までなりまはる（慶応義塾図書館蔵『鈴鹿の草子』<sup>33</sup>）

とあり、飛行自在である為、不都合はないのである。<sup>33</sup> されば先行系図が狙撃方法を示さないのも必ずしも不審ではなく、英雄越智益躬が射た遠矢は当然、或は神助で、足裏を射当てる事が出来るのである。それを理解しない『予章記』は、説明不足の発見と狙撃の経緯を合理化しようとしたもので、足裏に眼の有る怪物の伝承があつたとする事にはならないだらう。さうすると同様に『三国伝記』・『庭訓私記』の蚩尤足裏退治も、黄帝の神通の矢で退治されると云ふ事にならないだらうか。

#### 四、蚩尤退治譚の展開

鉄人を倒す事は人力に余り、単に神明の力を借りると云ふ設定は、『神道由来の事』に見える磁石の由来譚に、

（あくたのむしは）はしめは、くろかねをくらい、のちは、山のことくになりて、くろかねなきときは、人をくうなり、けつく、ちよくちやうにも、したかわす、すてに、てきをなし申あいた、かれを、ほろほさんと、おほしめしけれとも、くろかねを、まるめたる、身なれば、たちかたなも、た、さりけり（『室町時代物語大成』七）

と、怪物を召喚した用明天皇の祈願で、天照大神が河に入れ、滅ぼしたと見えるのだが、先稿で見た様に『十節録（記）』<sup>34</sup>では、玉女が反

敗をし、蚩尤を蕩かしたとある事に同じである。『十節録』を引く蹴鞠の伝書『蹴鞠之目録九拾九ヶ条』でも、先稿で紹介した様に、相人の助言で鞠に蚩尤の頭を象り蹴つた為身が溶けたとする。その異本、龍谷大学図書館蔵『鞠之書』「鞠根本之事」（電子公開）を引けば、

昔唐朝ノ始、黄帝ノ御敵蚩尤ト対治シテ、天下ヲ治メ賜之、蚩尤カ頸□□リ、蚩尤トハ悪魔ノ大将、災難ノ主也、上一天ノ為ニハ敵国ヲ発シ、君臣ノ心ヲナヤマシ、下方民ノ為ニハ鬼風ノ病ヲナシ、人民ノ命ヲ亡ス、其身鐵ニシテ、スヘテ矢刀モタ、ス、黄帝ノ対治ノ術ヲカフリ、鐵ノ身則トケヌ、ソノ蚩尤カ頭ヲ鞠ニケ、眼ヲ的ニ射タマヒシヨリコノカタ、年始ニハ蹴鞠・射的ノ会トテ、我朝ニモ伝レリ

とあり、助言者が消えてゐた。その「対治ノ術」は不明であるが、鎌倉時代後期の『唐鏡』には、黄帝が「始テ衣装ヲ垂レ、舟楫ヲ作り、弧矢ヲ作り給へり」とあり、早歌『外物』「弓箭」にも、

倩異朝を思ふにも、黄帝徳をひろめしかは、日月風雨の及ところ、皆其羽化にや靡らん、鉄石の的も穿やすく、強堅の類も何ならずと、黄帝自身と弓が関連付けられる。

弓の創始者を黄帝とする説の典拠は不明で、天理図書館蔵『左貫注庭訓往来』「弓矢細工」には、本文に「兵具何モ皇帝ノ時始也」（紙焼写真）とあり、龍谷大学蔵の中世年代記『あめつちの抄』でも「むしやだうぐ」が始まったとあり（電子公開）、黄帝自身の発明とはされない。これは根津本『玉藻前物語』で、

弓矢をは、黄帝之代、作給ふ（中略）車をは、黄帝造給ふや、京大美学本『たまものまへ』の、

弓矢、まり、かぶりはと問たまへば、皇帝のときよりはしまり候(39)でも同じであるが、一方、文明二年写『玉藻前物語』では、

ゆみや、まり、かぶりは、いつよりはしまりて候そと、とへは、くわうてい、つくりはしめさせ給て候(40)

とあり、『唐鏡』と同じく黄帝が弓矢の創始者とされる。この創始者が室町時代に、蚩尤退治と結合する。

先の早歌も黄帝の徳により強敵を屈服させたと読む事が出来さうであるが、中世の武家故実書では「的ハ蚩尤カ三ノ眼ノ中ノ目ヲ表シテ射ハジムルナリ」(『武田弓箭故実』<sup>(41)</sup>)、「絵者的出尤眼也(『弓箭要集』<sup>(42)</sup>)とあり、江戸初期の武家故実家水島卜也の『破魔的』<sup>(43)</sup>では、

一、射家ノ伝ニ曰、四月八日ハ、蚩尤ヲ吊日也、心弓弦ヲ弛シ、射ル事ナカレ、往昔ヨリノ旧伝也、亦一切ノ的、蚩尤ヲ以テ起源トス  
一、史記ニ曰、蚩尤兄弟八十一人有、甚タ悪臣ナリ、帝不能禁、天遣玄女下テ、授ニ黄帝神符ヲ、大ニ戦ニ涿鹿ニ、殺レ之、今其形ヲ旗ノ上ニ画テ、是ヲ名ニ蚩尤旗ニ、以テ威ニ天下ニヲ

一、五字ノ閉配ト言事、黄帝、蚩尤ヲ亡シ玉ヒタル時、蚩尤カ眼、人ヲ白眼光リ、甚シ、ヨツテ立処ニ死スルモノアリ、或ハ正氣ヲ失フ、依之、人民悩乱シ、是ニ恐レテ実檢ニ備ル事、不能、其時、天ヨリ玉女降り、五字ノ反敗ヲ授ル、則弓矢ヲ帶シ、五字反敗ノ足踏ヲナシ玉フ、玉女、彼首ヲ蹴玉ヘハ、眼タ、レシホム、其後、実檢ニ備フ、於于今、実檢ノ時、将ノ左右ニ弓士ヲ備フモ、此謂トソ、鞠モ此時ヨリ出来ス、常ニ悪氣ヲ退例也

と蚩尤旗の珍説、首実檢の起源があり、先の朗詠注・庭訓注同様に、的の起源に蚩尤退治を利用してゐた。それが天文十七年(一五四八)

写『番神絵巻』(『室町時代物語集』五)では、

一、くわうていの御時、蚩尤といふ者あり、天下をうはいとらんかために、東夷・南蛮・西戎・北狄、四方の系ひすを、かたらつて、みなみの山に、ひきこもり、日々夜々にいかりをなす、かるかゆへに、天ちくの人々、こ、やかしこに、たちまよふ

として、黄帝の供が舟で南山に押し寄せ、涿鹿に埋められた蚩尤の首が赤気を出したとあるのは、これまで紹介した蚩尤退治に同じだが、蚩尤を黄帝が「弓にてたいちしたまふなり」とするのである。これは伊藤聡氏が紹介するが、武家故実の京小笠原家の伝書にも「軒轅黄帝、蚩尤を退治しんがために、弓をつくり給ふ」(内閣文庫蔵「七張弓」とあり、弓の發明と結び付けられてゐる。

更に鳥津家中の山田聖栄の子孫に伝來した武家故実書で、頼朝に仮託された弓術の書『頼朝之事等口伝』では、

一、まと矢ニそめ羽と申事ハ大国よりしゆ、と申、おにか□かてう、たいらけんとすとところをたいらけて、その目をぬきてしら鳥の羽にてはいたりける矢にて、目をいとおし、その血ニそめたる羽かいまのまと矢なり(『山田文書』三八〇)

とあり、的矢由来で「しゆ、」は蚩尤を指すとして良いが、そこでは異国より襲來した鬼の眼を射通したとしてゐる。

中世の武家故実書を博搜出来てゐないが、本来は蚩尤退治後、鬼神調伏を祈念しその眼を的として射たと理解されたものが、黄帝が弓矢を創始して蚩尤を退治したと変化したのである。『三国伝記』や『庭訓私記』の足裏弱点も、黄帝の弓矢による退治であると推定するのはその為である。『頼朝之事等口伝』を見るに、蚩尤退治も異国の鬼神

の襲来の撃退とされる事を見るに、播磨の鉄人に一層近く成つてゐるのである。

### 五、播磨の異賊退治伝説の展開（二）、武家始祖伝承

先稿にも指摘したが、異賊の襲来は室町時代以降も年代記を通じて歴史的事件と認識されてゐたと思はれる。例へば『王年代記』開化紀の「從<sup>リ</sup>異国<sup>テ</sup>蒙古初<sup>テ</sup>襲来ス」や、国立歴史民俗博物館蔵『広橋家記録』の『釈迦系譜』開化紀四十八年に「夷国襲来<sup>二</sup>二十万人<sup>一</sup>」<sup>(45)</sup>、仲哀紀九年に「夷国襲<sup>二</sup>廿万人<sup>一</sup>」<sup>(46)</sup>、『勝山記』の「新羅播磨国明石浦責来」（敏達・金光三年条）<sup>(46)</sup>の様な中世代記や、国会図書館蔵長享本『銘尽』（昭和十五年写本）冒頭の刀剣史の中にも、

神武ヨリ九代ノ御門ヲハ、開化天王ト申御宇ニ初テ日本ニ新羅軍賊寄来ル、其<sup>(47)</sup>十万人退治シ給フ事、非<sup>レ</sup>刃<sup>ノ</sup>徳哉、又神武ヨリ十四代仲哀天王御宇、高麗国・百濟国・新羅国軍賊来不知数ヲ、又仲哀天王ノ后神功皇后ノ御時退治シ給フ（電子公開）

と襲来記事が受け継がれ、浸透してゐるが、そこから様々に展開したと筆者は考へる。

愛知学院大学図書館蔵『大唐日本王年代記』では開化紀の十九年と三十八年に「遣軍新羅」と逆に責めたとする記事があり、永正十三年（一五一六）写『劔神社縁起』には、開化紀十九年に、新羅より嚙伯帝と慙似に率ゐられた数十万の軍勢を劔明神が諸神を率ゐて追ひ、「鬼久嶋」で討ち取つたとするから、開化襲来記事が詳細な物語とされるのである。吉田兼俱作『藤森社縁起』（群書類従所収）は、天応

元年（七八一）、「異国蒙古責来」たため、早良親王が大將軍として出陣した所、「大風吹而大海翻波浪、件蒙古不及一戦、悉以令滅却畢」と、蒙古襲来の影響を指摘出来るが、縁起に異国襲来が反映される。<sup>(48)</sup>

それ以外にも播磨襲来は形を変へて継承される。甲斐の三枝氏は平安末期より甲斐の在庁として古記録に見え、片諱を「守」とし、戦国大名武田家の家臣を経て旗本になつた名族である。始祖守国は降（ふり）人であつたが、神意により異賊征伐の大將に選ばれたとある。『大善寺文書』三〇「柏尾山造営記写」（天文二十四年九月）に、

去寛平之比、<sup>(49)</sup>多天皇、為夷国退治金輪〇有一七夜御參籠祈精被為養育可成大將、誠不思議被思召、立勅使給処、如通他言語道断成処、満曉示現云、丹波国安大寺之良方有榎、三伎之中可童子、<sup>(50)</sup>〇也、「<sup>(51)</sup>」之人賢成勝余士、是号三枝「<sup>(52)</sup>」夷国発向畢、任 輪言則是為<sup>(53)</sup>〇〇〇走向、無程令退治、應而帰洛、依忠<sup>(54)</sup>臣出頭無双、懸臬処、朋友依虚事蒙勅堪、既欲行流罪<sup>(55)</sup>

とある事より、戦国時代に始祖の伝承の存在が確認されるが、特に播磨異賊襲来とは関係が認められない。一方、文明七年（一四七五）の年紀を持つ大善寺蔵『三枝先祖相伝系図』<sup>(56)</sup>が詳しい記事を持つ。此処では本文が殆ど同じだが、仮名を施す東大史料編纂所蔵謄写本に依れば、

仁明天皇御伐代、異国<sup>(57)</sup>狄共為奉皇位滅、御代窺本朝事、（中略）蒙<sup>(58)</sup>ニテ守国数万騎官兵引率、彼所へ下着ス、見<sup>(59)</sup>モ大多々、海上モ陸モ、何海何レカ岡不<sup>(60)</sup>境見一、狄共来<sup>(61)</sup>ルヲ守国カ見テ<sup>(62)</sup>悦ヒ諫<sup>(63)</sup>シテ、或ハ鼓ミヲ打チ或ハ螺吹<sup>(64)</sup>キ、種々無<sup>(65)</sup>尽ノ廻<sup>(66)</sup>ニ謀計一、時<sup>(67)</sup>ヲ作<sup>(68)</sup>リ叫<sup>(69)</sup>キ髡<sup>(70)</sup>フ事、如レ鳴<sup>(71)</sup>ニルカ百千雷音ノ一時<sup>(72)</sup>ニ、雖<sup>(73)</sup>モ然<sup>(74)</sup>一、碎<sup>(75)</sup>キ手<sup>(76)</sup>ヲ尽<sup>(77)</sup>テ力<sup>(78)</sup>一、雖<sup>(79)</sup>モ不<sup>(80)</sup>防<sup>(81)</sup>カ闘<sup>(82)</sup>

カハ、或ハ俄ニ自天大風吹キ来テ海上ノ者共ハ如ニ微塵ノ吹キ払イ、或ハ自レ地火炎出来テ、陸ノ者共ハ燒ニケケ失ス刹那之間一、无シ生ケル者一人一モ、守国異<sup>殊</sup>コトニ責<sup>メ</sup>冤<sup>メ</sup>テ參<sup>リ</sup>テ朝家一ニ、此之由奏門仕ル間、御門被<sup>レ</sup>三聞食一、守国立所蒙<sup>ル</sup>神妙ノ仰一、不堪<sup>ニ</sup>御<sup>イ</sup>感<sup>ス</sup>、幡磨国并大宰大式識<sup>ラ</sup>預賜<sup>テ</sup>、可<sup>レ</sup>令鎮西下路之由、蒙<sup>レ</sup>仰、寔<sup>ニ</sup>施<sup>ス</sup>三面目ニ云、守国依仰一、鎮西下路仕之時、幡<sup>レ</sup>国<sup>ニ</sup>建<sup>立</sup>一宇<sup>ノ</sup>草堂一〔本尊、薬師〕今<sup>ノ</sup>三枝寺是也、其後鎮西下着、大宰大式職、經<sup>ニ</sup>テ<sup>ニ</sup>数年之

後、帝都<sup>ハ</sup>任<sup>ニ</sup>上<sup>ノ</sup>路<sup>ニ</sup>、入<sup>ニ</sup>御門ノ見參<sup>ニ</sup>〔下略〕

とある。海陸に満ちる大軍とその鳴り物による喧噪は『愚童訓』の異国軍の様子、「蒙古一度ニ説<sup>ト</sup>ト咲フ、大鼓ヲ叩、銅鑼ヲ打チ、紙砲・鐵砲ヲ放<sup>シ</sup>、時ヲ作、其ノ声唱立<sup>サ</sup>ニ、日本ノ馬共驚<sup>テ</sup>進退<sup>ナ</sup>ラス」(菊大路本)に共通。また守国の奮戦により、大風が船を沈めたとある点、元寇の顛末と同じで、その影響を承けると思はれるが、傍線に播磨と太宰府との関連が記され、三枝寺を播磨に建立したとする点、『予章記』で益躬を大藏明神と祀つたとある事と共通するのである。三枝寺の所在は不明で、また本書及び三枝氏の歴史と播磨との接点が目下、他に見出せないが、三枝氏の始祖伝承も異賊播磨襲来伝承の影響を承けるものではないか。

『志岐系図』の鉄人退治の事とされる刀伊の入寇を禦いだ大藏氏の一族、高橋氏の軍記『高橋記』一「高橋家由来之事」(統群書類従)には、

高橋家ハ漢ノ高祖ノ末流也、其濫觴ヲ尋ルニ、高祖ノ御子ニ少帝ト奉申、繼母ノ依<sup>レ</sup>テ讒<sup>ニ</sup>、吾朝神武天皇第八孝元皇帝卅一年丁巳、日域ニ来朝シ玉ヒ、摂津国大藏谷ニ住シ玉フ事年久シ、依<sup>レ</sup>

之、時ノ帝、其所ヲ姓ニ賜リ、大藏氏ト号ス、(中略)亦少帝ヨリ廿九代推古天皇ノ御宇ニ当テ、孝倫ト云者有、其時、推古帝ヨリ、春ノ宇ヲ賜テ、孝ノ宇ヲ改メ春倫ト云々、其比シモ讒言ヲ蒙リ、摂州難波ニ牢居ス、法体シテ号ニ道清一、然ニ大化五年己酉、無実ノ讒奏之通、申披<sup>キ</sup>、令<sup>ニ</sup>婦參<sup>一</sup>畢、明年庚戌、於<sup>ニ</sup>筑紫<sup>一</sup>、朝鮮ヨリ大軍襲来、及<sup>ニ</sup>合戦<sup>一</sup>、于<sup>レ</sup>時以<sup>ニ</sup>綸言<sup>一</sup>、春倫為<sup>ニ</sup>總大将<sup>一</sup>、攻戦彼忽得<sup>ニ</sup>勝利<sup>一</sup>、異敵降參シ□、吾朝ノ手ニ入、貢物ヲ供ス、加之、春倫、同年九州ノ軍兵ヲ率シテ百濟国ニ攻渡ル、是モ亦得<sup>ニ</sup>大利<sup>一</sup>、明年辛亥ニ帰朝ス、(五人の男子、原田・秋月・江上・高橋・田尻の先祖となる)

とあり、『田尻家譜』では、

阿智王ノ子高貴王(一名ハ阿多陪)ノ時、漢朝ヲ辞シ、異国ノ湊ヲ出テ、日本へ来朝アル、人王三十八代斉明天皇ノ御宇也、鎮西筑前ノ国へ着船マシク、怡土郡<sup>ト</sup>へ上リ給ヒ、其後、朝廷ニ見ンタメ、上洛セラレ、先ッ播州明石ノ浦へ船ヲ寄ラレ、小時ク大藏谷<sup>ニ</sup>宮居アル、此事叡聞ニ達シ、勅定ニ任セテ参内アリシニ、則劉氏ヲ改メラレ、大藏姓ヲ賜リス、又当時大藏谷ニ住ム故也(東大史料編纂所藏謄写本)

と、時代、人名が異なるが異国退治・大藏谷(『予章記』に見える)居住が共通し、後者では明石上陸が見える。大藏一族の系図資料とは一致せず、成立が下ると思はれるが、これも播磨異賊襲来襲の影響を受ける異伝であると思はれる。

## 六、播磨の異賊退治伝説の展開 (二)、被差別民始祖伝承

また異国の捕虜が隷属民となつたとするのが、『八幡愚童訓』・先行系図・「佐太社縁起」(先稿参照)であり、『八幡愚童訓』は「屠児」として、特に被差別民の起源説とする事は金氏論①・②が指摘する通りである。然るに被差別民の始祖が播磨に上陸したとする文献が別に存する。喜田貞吉氏により研究の先鞭が付けられ、牧英正氏により諸本、その内容について研究が成され、室町末期の写本の存在が確認されるが、被差別戒名の歴史を遡らせた『貞観政要格式目』である。喜田・牧氏は利用しないが、同書には他と少なからず異なる善導寺本『貞観政要格式目』を挙げれば、連寂について言及した後、

其ノ例ヲ云ニ三家一ト、三家ノ頭、渡リ守・穢多・坂ノ者也、其ノ類例ハ菓履作・坪立・絃差・滯子・山守・筆結・墨師・革作・傾城・白拍子・白楽等、黒癩・白癩散病ト云、割愛ト云也(東大史料編纂所蔵謄写本)

と三家と其の類例を挙げるが、他本では、其類例ヲ云ニ三家者一ト也、菓履作・坪立・絃差等也(宝寿院本)として、三家の構成、類例が異なる如くである。問題の起源説は以下の通り。

①穢多ヲ皮膚ト云也、坂ノ者ヲ瓦者共ニ云、彼類、京ニ九重ニ入レハ覆面スル也、是ヲ燕丹ト云也、燕丹国之皇ニテ座、楚國ノ王ニ追出サレテ、日本幡摩国へ越、我②「主」ニセヨト仰ケレハ、日本人物笑ニ而突出ス間、③「食ニシテ牛馬ヲ、渡レル世間、云尔也」

とあり、三家の頭と類例を区別する点、諸本と大きく異なる。皮膚を

穢多の、河原者を坂の者と別称とする点も大きく異なり、善導寺本と他本との先後は判断出来ないが、先祖を燕丹とする由来が説明される点では諸本同じである。

「燕丹」の宛字は盛田嘉徳氏が指摘する『蔭涼軒日録』長享二年(一四八八)八月十一日条に、

後藤佐渡守話云、昔四条橋有天下悪党、名之綴法師、以六波羅後藤□□捕之、使河原者刎頭、後崇河原者之故築厩、在河原中、曰之夏禹廟者非也、謂之燕丹之厩可也云々

また同二十一日条に、

夜話及綴法師之事、五条橋下有社、曰夏禹厩、在水辺之故云爾乎、後藤佐渡云、綴法師天下悪党也、依六波羅命、我先祖縛之、使燕丹誅之、故燕丹之社云々、樹公云、凡屠牛馬、食人之残者、号穢多、蓋経文也、燕丹云非也云々(増補続史料大成)

とあるのを見るに、室町時代中期に遡り、実際に始祖として「燕丹」が祀られてゐた可能性もあらう。牧英正氏は『師守記』貞治四年六月十四日条他に「穢多」に「エンタ」の振仮名があることを指摘し(前掲牧氏著八十一頁)、室町時代に増補された七卷本『世俗字類抄』五にも「件」穢多の訓があつた。『泥洹之道』は「日本人初詛燕丹ヲ穢多ト呼フ」とする通り、「燕丹」は「エンタ」の語からの付会である事は確かである。

室町時代の字書『北野天満宮蔵佚名辞書』「工部」に、穢多(唱門) 越佗(南越王趙佗之子孫、来日本也)

と、秦末漢初の実在人物の趙佗に付会してゐる例を見ると、被差別民が、中世では異国人に起源があると考へられてゐたと思はれるが、更

に『貞観政要格式目』が播磨に燕丹が上陸したとするのは『八幡愚童訓』に見られる始祖傳承を承けるものではないか。

江戸時代末の松井羅州（輝星）の考証隨筆『它山石初編』巻四「た」に、

富家語抄に、たをば穢多と書事は宛字なり、燕丹と書てよこなまりにて燕丹と訓がよし、昔異邦の燕の丹の太子丹と云人丹波国に住居せり、日本の人異邦の何氏やらん知れぬ人として、参合せず、日本の人交はらざるが故に家業なし、さるによつて牛馬の捨て有を拾ひて、皮を剥ぎて家業にせしより起れり、燕丹の軍三千、日本へ渡る時、男女数人來ると見えしなりと有り

輝星按に、燕丹軍三千日本へ渡ると云事、何の書に出しや、いまだ所見なし、猶再考すべし

と『富家語抄』よりの引用にも見える。『它山石初編』では他の「仙洞・「法親王」・「色衣」でもその引用があり、巻四「ちひさ刀」には、

富家語抄に云、ちひさ刀は、本武家より始まる。公家には昔は用ひざりし事なり、然れども二百年ばかりこのかた公家にも用るなり、つかかしら、さめ、はなし目ぬき、鐺をばかけぬ事なり、さるに近代は鐺をかけて柄もまく事なり、これはよろしからぬ事なり

と有るのを見るに、中世以降の書であるが、『貞観政要格式目』とは別の燕丹渡來説があり、そこで燕丹軍三千の渡來について言及されるから、異国人襲來と結ぶ資料が存在してゐた可能性もある。

南北朝頃には流布してゐた播磨異賊襲來伝承はその後も生き延び、展開してゐたのである。

## 七、播磨異賊退治傳承の淵源

『八幡愚童訓』・『一代要記』・『類聚大補任』・『宇佐八幡宮御託宣集』薩卷裏書の間で、異国襲來の時代、回数は叙上の諸記録で一致しない事、先の『対馬記』で、

開化天皇代、於此嶋一、襲來新羅一、於大日本国一、為<sub>ニ</sub> 毘<sub>ニ</sub> 朝<sub>一</sub>、則天照太神、顯<sub>ニ</sub> 二兵<sub>一</sub>、降<sub>シ</sub> 伏<sub>シ</sub> 玉<sub>ヲ</sub> 新羅<sub>一</sub>、而<sub>レ</sub> 太多良妣咩、出<sub>ニ</sub> 現<sub>ニ</sub> 娑羯羅龍王宮<sub>一</sub>、防<sub>ニ</sub> 拒<sub>ニ</sub> 之<sub>一</sub>、弼<sub>ケ</sub> 玉<sub>ヲ</sub> 朝<sub>一</sub>

と、『愚童訓』他に見えた開化期の襲來と異なる記事が見える事からすれば、複数次に亘るとする襲來記事の個別的な成立を研究する必要があると思はれる。殊更『八幡愚童訓』では他が襲來人数のみであるのに、播磨襲來記事のみ地名、捕虜の記事のある事、『二中歴』に単独で見える事は、別個の成立を予想させるのではないか。

播磨異賊襲來伝承は貞治六年（一二六七）成立とある『峯相記』にその淵源を見出す事が出来ると、筆者は目下推定する。

大炊<sub>オホヒ</sub>ノ天皇ノ御宇、天平宝字七年ニ、当国攝保郡布施郷ニ五足ノ犢子ヲ生<sub>ス</sub>、子細ヲ奏<sub>ス</sub>、異賊責來テ大兵乱ノ由<sub>ヲ</sub> 占<sub>ヒ</sub> 申<sub>ス</sub>、翼年<sub>ト</sub> 新羅ノ軍船<sub>ニ</sub> 二万余艘、当国迄テ責入<sub>テ</sub>、家嶋高嶋ニ陣ヲ取<sub>ル</sub>、朝家驚<sub>テ</sub>、藤原貞国<sub>ニ</sub> 的<sub>ニ</sub> 的<sub>ニ</sub> 性<sub>ヲ</sub> 給<sub>リ</sub>、鉄的<sub>ヲ</sub> 射通<sub>ス</sub> 將軍ノ宣<sub>ヲ</sub> 下<sub>ラ</sub> ナサレ、近国ノ官兵ヲ驅<sub>テ</sub> 異賊ヲ 追討<sub>ス</sub> ヘシ、（中略）將軍貞国ヲ一<sub>陣</sub> トシテ官兵、魚吹津ヨリ出<sub>テ</sub>、発向<sub>ス</sub>、中手大將国司・飭万郡司等、東手ハ明石大領・大和縹長宿禰等也、爰<sub>ニ</sub> 俄<sub>ニ</sub> 大風吹<sub>テ</sub>、異賊七百三十二艘、津没<sub>ル</sub>、官軍彼ノ異賊ノ大將ノ頸ヲ昇<sub>リ</sub> 來<sub>テ</sub> 高棚<sub>ニ</sub> 上<sub>テ</sub> 守<sub>ル</sub>、貞国西五ヶ郡ノ大領タルヘシト宣<sub>フ</sub> 云々、（中略）大田・福井・石見等、貞国ノ領所ニ

テ住国、大田郷楯慤原黒岡ノ明神ハ貞国也、後胤的氏トテ当国ニサル人々有也(斑鳩寺本)<sup>(62)</sup>

とあり、金氏論でも新羅の襲来説話として指摘するが、筆者が注目するのは、播磨的氏の始祖伝承とも成つてゐる藤原貞国の追討説話である。的氏の始祖伝承は『日本書紀』仁徳十二年八月三日条の「高麗國貢鐵盾・鐵的」(日本古典文学大系)、更に、

饗高麗客於朝、是日、集群臣及百寮、令射高麗所献之鐵盾的、諸人不得射通的、唯的臣祖盾人宿禰、射鐵的而通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝工、共起以拜朝、明日、美盾人宿禰、而賜名曰的戸田宿禰、云(同十日条)

と、細部は異なるが、鉄的を射て的臣の姓を賜つた氏族伝承を継承してゐるとして良い。この『書紀』記事は前掲の『八幡宇佐宮御託宣集』善卷「人王代部」では、『書紀』と大意同じで有るが、云に「新羅国久不怠貢調」が続く。これは『書紀』同十七年条に、

新羅不朝貢、秋九月、遣的臣祖砥田宿禰・小泊瀬造祖賢遺臣、而問欠貢之事、於是、新羅人懼之乃貢献

とある記事を承けると思はれるが(応神十六年八月条には新羅を威嚇)、『八幡宇佐宮御託宣集』では、「(上略) 同天皇三十三年、新羅国賊徒数万人来合戦、皆有官兵」の記事が続き、異賊退治の例(『弓箭要集』では弓威の例)として理解されてをり、一条兼良作の『世諺問答』<sup>(63)</sup>でも、

一、正月に弓引るは何のゆへぞや  
答、射礼とて、むかしは内裡にて弓射る事のありし也、孝徳天皇の御宇に正月弓をいさしむ、凡まとは蚩尤が眼と名付て、これをいたましむるなり、仁徳天皇の御宇に高麗国より、くろがねの楯・

くろがね的をたてまつりしを、盾人宿禰といふものいとをしてかへしければ、それより日本をとらんといふ事をとゞめ侍りと、異国襲来と結びついてゐる。『峯相記』には蒙古襲来の影響があるから、貞国の退治譚も逆に播磨鉄人退治譚を承ける可能性を全く否定出来ないが、日蓮も、

一切の諸法に互て名字あり、其名字皆其体徳を顕はせし事也、例せば、石虎將軍と申は、石の虎を射徹したりしかは、石虎將軍と申す、的立大臣と申すは、鐵的を射とをしたりしかは、的立の大臣と名く<sup>(64)</sup>

と的大臣を出し、室町時代の文明十二年(一四八〇)作『筆結物語』の武家故実の由来には、

吾朝の弓の上手には、楯の諸兄、藤はら秀郷、源義家、同頼政等なり、をそらくは震旦の羿、養由と申共、此人々にはよまさり侍らしとおほえたり、高麗国より渡したりし黒金のたてをも、彼諸兄朝臣こそ、いとをし侍しか<sup>(65)</sup>

とあり、楯諸兄の事績とされるが、その子孫と称する伊予出身で、西遷御家人となつた橘薩摩氏は、弓に達者の一族だが、系図『洪江系図』の諸兄協書にも、

高麗国ヨリ、厚五寸広三尺石的送本朝、奉勅ヲ射之、即至羽房射貫之、文武二道達者(鍋島文庫本)<sup>(66)</sup>

と同様の伝承が見えるから、鎌倉後期には氏族以外に伝播し、射芸と結び付いてをり、特に播磨の鉄人伝承を承けたと断定する必要はない。寧ろ播磨を起源とする鉄(石)的大臣の説話が、射礼及び異国退治と結びつき、播磨の鉄人退治譚に変化したのではないだらうか。

八、「異国ノ鬼神渡ヲ退治」―神功皇后三韓征伐と射礼

『八幡宇佐宮御託宣集』苦卷所引「住吉縁起」<sup>(71)</sup>には、住吉が退治した異賊襲来がその人数、退治の方法ともに七度挙げられ、形式上の類似があり、更に住吉明神が三韓征伐の際、岩を射通したとする話が『八幡縁起』に有る。<sup>(72)</sup> また『対馬記』には、意を十分に取れないが、神功皇后が帰朝し、応神帝降誕後として、

朝保駕龍一、幸高山香志峰、号之、安如意珠之峰一、守大日本国一、約七由旬、七重石的、立乎大一、朝保調三三朝降伏介胃弓箭一、的三射、而手造祇一、安皇木梢一、冊タテマツル香志宮一

と皇后が起請として石的を射たとあり、鉄的貫通に近似する所がある。これからすれば神功皇后の三韓征伐譚も射礼と結びついてゐた事が分かる。多田圭子氏が中世諸書の神功皇后説話の諸要素を纏め、それに依れば、『八幡愚童訓』他では神功皇后の時より、弓を御たらしと呼ぶ事、また前田本『水鏡』他では脇盾が同代に始まつたとする事が分かるが、『塵荆鈔』巻九では弓の天竺・支那の起源を挙げた後、

吾朝ニテハ神功皇后、息長足姫尊御宇、四十八年戊辰四月一日ニ、百済国ヨリ模弓ヲ貢（古典文庫）

とあるから、本朝の弓の創始者とする事にならうか。これは曖昧だが、『筆結物語』では、

問、やふさめと申も、神事に用候へきやらん、答、昔、神功皇后の新羅をせめしたかへ給し時、日域の神変を、もうこに見せんと思食し、海上に的をたて給ふ、諏方大明神、御馬にめされ候て、

白浪をけたせさせ、陸地の如、遠馳して、かふら矢にて三の的をあそはされ候けり、むくりともは是をみて、□をまきてぞ恐ける、是やふさめのはしめなり

として、本来、奥州の高丸退治譚の話が移され、流鏑馬の起源とされる。『庭訓私記』では「笠懸」の注として、

①「神武天皇御代ニモ、筑紫箱崎ニテ、懸ル弓ヲ稽古有、異国」②「鬼神渡」ヲ御退治有シ也云云

とあり、同系の東大史料編纂所蔵慶長三年（一五九八）写『庭訓往来私記』（膳写本）では、①「又仁王ノ始」、②「夷」とあり鬼神と夷が入れ替はる。前田本『庭訓往来抄』では、

笠懸ハ神代ノ時、異国ノ鬼神群兵退治ノ時、九州築前国箱崎ノ浦ニ浜遊ト云也

とあるが、更に皇后の異国鬼神襲来退治と変化してゐる例をも指摘出来るのである。三韓征伐も鉄人退治や蚩尤退治同様、射礼起源説話の埒塙の中で溶け合ひ、異国鬼神襲来退治の鑄型に流されたのである。

最後に再末鏼とも云ふべき射礼伝承を挙げよう。一つは前掲の『番神縁起』である。「しんたんまき」とあるから震旦の設定になるのか、内裏を黒雲が覆ひ、選抜された「頓窪」が曇目で射ると、

おもて八寸わつかにあり、目は一、ては六あり、なをはしらす、なくこゑをとりて、まるものとゆふなり、是をたいちする事も、ゆみゆへなり

とあり、円物の起源とされるが、塵輪との近接があり、その影響を受けてゐるのではないか。更に彦根博物館琴堂文庫蔵で永祿四年（一五六一）写の雑書『曜宿之本経并金袋』に引かれる説話は、

昔仁王始テ清和天王ヨリ升代目ニ当テ後二条院ノ王代ノ時、而モ奈良ノ都ノ御時、奥州ニ金沢ト云城ニ高家宗盗・阿部定盗トテ、両鬼アリ、此ノ鬼神ハ九足八面ノ物也、然ニ王宮ヘ生氣ヲ成

と、凄まじい時代錯誤で始まるが、これを退治すべく、「蒜ノ小嶋ト云所ニ少将殿ト申テ、御年六歳長ニ二丈ニ御成リ候」を大将（後にこの功績で八幡太郎義家と名乗る）とし、安達原で両鬼と矢軍をする。所が種々の弓六張目まで叶はなかつたが、七張目に鳩が来て、天竺の大蛇の吐く痰が多羅葉と云ふ木になり、帝釈が所望し、下界に下り武家の七尺五寸の弓となつたする由来を告げ、少将は七張目で両鬼を退治した。その鬼の九つの足を「ユイ」として、

亦南山ト云御事、此三ツ目ノ結目ヨリ出キタリ、亦曰五尺二寸ノ今ノ的ハ両鬼ノ長也、亦曰八寸ノ的ニ鬼ト云字ヲ書、射ケルハ是頸也、亦曰、四寸ノ的ニ雁金ト書ハ鬼ノ心ナリ、是ヲ今ノ祭事ニ武者ト名付テ射也

と射礼の起源説話とする。種々雑多な故事が吸収され、混交して行つたのである。百合若大臣説話もその流れの中で把握されるべきであらう。鉄人退治譚は決して小さな話柄ではない。

## 注

(1) 「系図と家記―伊予河野氏の例から―(上)」(『国語国文』七十九ノ十、平成二十二年十月)、「同(下)」(『同』七十九ノ十一、同年十一月)。以下先稿とする。

(2) 先稿以降気付いたが、『大唐三蔵取経詩話』で、孫悟空が「銅頭鉄額猴獼王」と名乗る例を挙げ得る。汲古書院の影印による。

(3) ①『八幡愚童訓』甲の「屠児」記事をめぐって―今西一氏の批判に答える(『部落問題研究』一三七、平成八年七月)・②『中近世における朝鮮観の創出』第三部第三章「新羅」日本攻撃説「考」(平成十一年六月)

(4) 三橋健氏「金沢文庫本『対馬記』について」(西田長男博士追悼論文集「神道及び神道史」(昭和六十二年六月)所収)の校訂本文による。

(5) 『神道大系 古典編十三 海部氏系図・八幡愚童記・新撰亀相記・高橋氏文・天書・神別記』の翻刻による。先稿以降参照したのが行誉本(小助川元太氏「京都国立博物館蔵行誉書写本『八幡愚童訓』

卷下(翻刻)」「『唱導文学研究』八)の翻刻)で同じ。宗家本(小助川元太氏「対馬歴史民俗資料館宗家文庫蔵『八幡大菩薩御縁起愚童紀 上巻(翻刻)』」「『愛媛国文と教育』四十四、平成二十四年三月)では、yに「手は十六」とある。猶xの二重線部を「頭有ニリ八乗黒雲」(島原松平文庫本〔紙焼写真〕。慶応大本「八幡愚童訓」同)とする。

(6) 小野尚志氏「八幡愚童訓書本研究 論考と資料」の翻刻による。

(7) 福岡県立図書館蔵の紙焼写真による。八幡浜本(愛媛の文学資料叢書『八幡大菩薩愚童記』の影印による)・由良湊神社本・上生院本・寛文版本(以上、前掲小野氏著所収)・行誉本(小助川元太氏「京都国立博物館蔵行誉写本『八幡愚童訓』卷上(翻刻)」「『唱導文学研究』七)が同じ。

(8) 冷泉家時雨亭叢書『詞林采葉抄・人丸集』の影印による。

(9) 管見に入つたのは(松本隆信氏「室町時代物語類現存本簡明目錄」

〔御伽草子の世界〕所収)を参考)、

一、石清水八幡宮本(古典文庫『中世神仏説話』)

一、呆犬斎文庫蔵本明和四年写『神功皇后三韓退治并八幡宮縁起』

一冊(石清水八幡宮本の足利義教奉納の奥書を持つ)。

一、赤木文庫旧蔵天理大学図書館蔵『八幡宮御縁起』一冊(『室町時代物語集』一)

時代物語集』一)

一、同旧蔵同蔵奈良絵本『八幡本地』二帖(『室町時代物語集』一)

一、同旧蔵同蔵奈良絵本『八まん本地』二帖(『室町時代物語集』一)

一、東大寺蔵天文四年祐全奉納絵巻(『社寺縁起絵』)

一、スペインサー図書館本『八幡の本地』(斯道文庫蔵の紙焼写真)

一、由原八幡縁起(『続群書類従』)

一、榊原家蔵絵巻(黒田彰・坪井直子・筒井大祐氏「榊原本八幡の

本地(上)―影印、翻刻」(『仏教大学文学部論集』九十五、平成

二十三年三月)

一、秋穂正八幡宮蔵絵巻(黒田彰・筒井大祐氏「秋穂正八幡宮本八

幡大菩薩御縁起(上巻)―影印、翻刻」(『京都語文』十九、平成

二十四年十一月)

猶、『職原抄』の注でも「又或記云曰、仲哀天皇渡新羅ニ、有レ戦、

塵輪ト云者、中レ箭ニ、飯ニテ豊浦ニ、八月十五日ニ崩御ス」(叡山文

庫蔵『職原之起』)とある。

(10) 『千葉県の歴史 資料編 中世三』所収。『運歩色葉集』「仲哀天

皇」でも、この時「蒙古襲来」とし、天皇が退治したとする(『元

龜二年京大本運歩色葉集』)。

(11) 舞の本『百合若』に、むくりが「われらか軍の手たてには、霧

をふらすならひそ、霧降らせよと云ければ、承ると申て、きりん

こくの大將、舟の舳いたにつつたちあかり、青きいきをふきいたす」

(古典文庫『舞の本 下(内閣文庫本)』)に近い。

(12) 現代思潮社刊本の重松明久氏の翻刻による。その解説によれば

奈多八幡宮本、宇佐神宮本(史料拾遺『宇佐託宣集』に翻刻)の本

文には「裏書」の記載があるが、相当本文が無い。大和文華館本(国

文学研究資料館の電子公開)にも見えない。

(13) 『越智系図』における越智の信憑性『二中歴』との関連から(『古

田史学会報』八十七、平成二十二年八月)

(14) 川瀬一馬氏『増訂古辞書の研究』「二中歴」(昭和六十二年二月)。

(15) 『宮寺縁事抄』「宮崎造管事」所収「延長元年重御託宣」(『大日

本古文書 石清水文書之五』)

(16) 共に(後掲の『明文抄』・『志岐系図』も)先稿参照のこと。

(17) 古典資料『庭訓往来』の影印に拠る。

(18) 赤木文庫蔵絵巻(『室町時代物語大成』十一)。同蔵奈良絵本(『室

町時代物語集』五)・笹野本(『室町時代短編集』)・中野氏蔵絵巻(『奈

良絵本絵巻集』九)・同蔵奈良絵本(『同』別巻二)も同。

(19) 伊藤正義氏編『版本番外謡曲集』一の影印。田中允氏編『未刊

謡曲集 続』十九の米沢本・飯田本も同。その解題には近世初期の

成立かとする。

(20) 『室町物語大成』十一の翻刻による。□は国学院大図書館本(電

子公開)に拠る。大谷大氏「新出異本『舟の威徳』解題と翻刻」(『緑

岡詩林』三十三、平成二十一年三月)の大谷氏蔵本も天理本にほぼ同。

(21) 『室町物語論攷』「舟のあとく」の形成(平成八年四月、初出

昭和五十八年八月)

- (22) 古典資料の国会図書館蔵写本の影印による。◇は明暦版本(呆犬斎文庫蔵)により補。室町時代写の身延文庫蔵『三国伝記抜書』上、四「指南車事」にも、  
軒轅皇帝ノ世、蚩尤ト云逆臣アリ、首ハ銅ネ、身ハ鉄也、アノウラ 蹴計同  
レ人(古典文庫)  
とあり、ほぼ同。
- (23) 尊経閣文庫蔵。紙焼写真による。『庭訓往来注』では「的ハ蚩尤カ象レル目ヲ也、南山ニシテ蚩尤ヲ攻伏故、南山ト書テ南山ト可レ説也」(国文学研究資料館蔵写本)とある。
- (24) 『和漢朗詠集古注釈集成』二上の翻刻による。天理本はほぼ同じで、国会図書館本(共に『同前』所収)は簡潔だが、内容は同じ。
- (25) 同系統の広島大本は傍線部が「二」。共に『同前』二下による。
- (26) 東大史料編纂所の謄写本による。猶、先稿以後、呆犬斎文庫蔵『金蓮寺本 河野系図』(昭和二十七年新写本)を参照した。ここでは波線部を「鳥」とする。
- (27) 伊予史談会『予章記 水里玄義・河野分限録 改訂版』の翻刻による。次の上蔵院本も同。長福寺本と上蔵院本との関係は佐伯真一氏『予章記』雑考(『帝塚山学院大学研究論集』二十二、昭和六十二年十二月)に拠る。また利用した『予章記』は先稿に記したが、その後、呆犬斎文庫本(近世中期写一冊)が管見に入った。
- (28) 次の『予州来由記』ともに伊予史料集成による。猶、内閣文庫蔵『河野家譜』にも、「有レ生者ハ非レ無キニニ肉身」、近寄テ可トニ窺知ル之ヲ」と有る。
- (29) 慶長二十年の本奥書あり。『諸家系図纂』(河野系図伝)に拠る(同書所収『稲葉家譜』も同)。○は続群書類従本。
- (30) その後、東大史料編纂所の原本を見るに近世の写しである。
- (31) 『中世聖徳太子伝集成 第一巻 真名本(上)』の影印による。○は東大寺本(『聖徳太子全集』三の翻刻による。醍醐寺本「智」(『中世聖徳太子伝集成 第一巻 真名本(下)』)より補。同系の万徳寺本(『中世聖徳太子伝集成 第五巻』)にも見える。鶴林寺本『太子伝』では「又放チ玉ケルヲ一箇矢、数千ノ箇矢ト成テ、夷等カ耳ヲ鳴ナリ廻」(『磯馴帖 村雨編』の翻刻)と、更に奇特が誇張される。
- (32) 『室町時代物語大成』七所収。大東急文庫本以外は小異あれども、金磔の廻りを飛び続けたとある。管見に入った諸本は天理大学図書館本(『室町時代物語大成』七所収)・慶応大学図書館蔵万治三年写本(古典文庫『神道物語集』・小野本(『室町時代物語大成』補遺二)・正保頃刊本(『室町時代物語集』一)・台湾大学図書館本(台湾大学国書集成一)・歴史民俗博物館本(金子恵理子氏「歴史民俗博物館蔵『田村の草子』翻刻と解題」(『専修国文』八十二、平成二十年八月)・アラス市立図書館本(同氏「アラス市立図書館蔵『田村の草子』翻刻と解題」(『専修国文』八十四、平成二十一年一月)。
- (33) 神通の矢は『鹿島合戦』(伝承文学資料集成『神道縁起物語(二)』所収)にも見える。安藤秀幸氏が室町物語・幸若舞の例を紹介するが(『鈴鹿の物語』と『諏方の本地』)「鬼に捕られる鈴鹿御前」と(『飛ぶ劍』から)「(『国語国文』八十一ノ七、平成二十四年七月)、飛行剣も存在し、観智院本『銘尽』(国会図書館の電子公開)には、田村の「飛劍」が見える。『天地三国之鍛冶之物系図曆然帳』(『室

- 町時代物語集』五)にも飛剣が見える。
- (34) 『王年代記』用明紀に「此ノ帝ノ時從レ天与ニ芥子ト云虫出来シテ、食レス鉄ヲ、后ニハ食レス人ヲモ、被レ入レ海ニ滅ス、其ノ骨成レ岩ト今ヲ茲石也」とある。
- (35) 『藝文類聚』所引「黄帝玄女之宮戦法」(巻二「天部下」「霧」)を典拠とするか。
- (36) 古典文庫の彰考館の翻刻。◇は島原市立松平文庫本(松平文庫影印叢書『中世説話集編』)による。
- (37) 国会図書館蔵応永二十年写本の電子公開に依る。
- (38) 『室町時代物語大成』補遺二所収。
- (39) 『むろまちものがたり』七所収。承応刊本(『室町時代物語大成』九)・チエスタービーンティ本(麻原美子氏「翻刻チエスター・ビーンティ図書館蔵『玉藻草子』」(『国文目白』二十三、昭和五十九年二月)同。国会本(『室町時代物語大成』九)は傍線を「くはうゐ」とする。
- (40) 『室町時代物語大成』九。京大図書館本(『むろまちものがたり』五)・山岸本(『室町期物語』二二)・京大附属図書館蔵『たま藻のまへ』(『むろまちものがたり』十)・京大国文本『たまも』(『同』)・大阪大谷大本(下巻。電子公開)・桐村本(『玉藻ノ前之物語』、東大史料編纂所蔵紙焼写真)・東洋文庫本(電子公開)が同じ。常在院本(大島由起夫氏「『玉藻前諸本』をめぐって(一)―常在院本翻刻解題にかえてのメモ―」(『伝承文学研究』三十九、平成三年五月)・昭和女子大絵巻(藤岡忠美ゼミ「昭和女子大学蔵『玉藻前絵巻』」(『昭和女子大学院日本文学紀要』三、平成四年三月)は傍線「はじむといふ」とする。栃木県立博物館本(山本晶子・見田僚子氏
- 「栃木県立博物館蔵『玉藻前草子』翻刻・紹介(上)・(下)」(『学苑』六三九・六四〇、平成五年二・三月)・九州大本(電子公開)は「くわうてい」を「くはうゐ」とする。
- (41) 続群書類従所収。国会図書館蔵『弓矢故実』(電子公開)も同。また的を三重にする事も、「かのまなこのふくりんは、三重にありしゆへに、弓いる時のまことに三重に絵をかきて、中の人見をばのぞきたり」(『世説問答』「正月」。群書類従)の説明がある。
- (42) 『鹿兒島県史料』旧記雑録拾遺「家分け五」の『山田文書』三五四。応永五年の本奥書で、小笠原系伝書。
- (43) 国会図書館蔵の文政十一年写本の電子公開による。
- (44) 「雑書の世界」(『国文学』「解釈と教材の研究」四十六ノ十、平成十三年十月)
- (45) 紙焼写真による。『東寺主代記』開化紀に同じ記事あり(続群書類従)。
- (46) 『山梨県史』資料編六「中世三上 県内記録」の翻刻。
- (47) 電子公開。村井修一氏「修験・陰陽道と社寺史料」(『大唐日本王代年代記について』参照)。
- (48) 前注村井氏著「越前の劔神社縁起について」の翻刻。
- (49) 『野馬台縁起』への影響は、小峯和明氏『野馬台詩』の謎(平成十五年)に指摘が有る。また越前朝倉氏の始祖伝承への影響は別に考察したい。
- (50) 柏尾経塚出土康和五年在銘経筒・高賀神社所蔵大般若経袖書・『長寛勘文』(共に『山梨県史』資料編三「原始・古代」)の翻刻。
- (51) 『山梨県史』資料編四「中世一 県内文書」六二八の翻刻。

- (52) 『山梨県史 資料編三 原始・古代』二二九四の翻刻による。『諸家系図纂』二十五上の「三枝系図」は大意同じであるが、三枝寺建立の記事はない。
- (53) 『美濃国諸家系譜』の「秋月氏系図」（東大史料編纂所蔵謄写本）にも明石上陸を持つ近似記事が見えるが、『大蔵系図』・『秋月系図』・『田尻系図』（続群書類従）、『秋月田村両氏系図』・『原田秋月系図并由緒書』（東大史料編纂所の電子公開）と一致しない。
- (54) 『喜田貞吉著作集』十二「三家者と連寂衆」
- (55) 『差別戒名の系譜―偽書『貞観政要格式目』の研究』（平成二十六年三月）
- (56) 栗田文庫本の以下の箇所は牧氏の著に、高野山宝寿院本（永禄十年写）は前記の『喜田貞吉著作集』の引用に拠る。①栗田本「日本ニ而ハ坂ノ者也、夫ト者皮唐トモ」、宝寿院本「日本ニ而ハ坂ノ者也、夫ト者皮唐トテ」、静嘉堂本「日本而ハ坂ノ者皮唐トテ」、成賞堂本「日本ニ而テ坂ノ者トモ瓦ノ者ト皮唐トモ」、京大本「日本ニ而ル坂ノ者也、夫ト者皮唐トテ」、神宮本「日本ニシテ而坂ノ者夫ト者皮唐トモ云也」、②宝寿院本・京大本「王」、③神宮本「無シテ十方」
- (57) 『中世賤民と雑芸能の研究』第一部第二章「賤称語源考」
- (58) 原装影印版古辞書叢刊に拠る。
- (59) 前掲牧氏著引用による。同書が指摘する二世市川团十郎作とされる『勝扇子』・『享保世話』にも『貞観式目』が引用され、丹の子孫で、日本に漂着とするとある。
- (60) 『近思学報』三の影印による。猶、「工部」には「件」〔河原者事也、或又穢多〕とある。
- (61) 『日本随筆大成』第二期七、振り仮名は適宜略した。
- (62) 魚澄惣五郎氏『斑鳩寺と峰相記』の影印による。
- (63) 『新撰姓氏録』「山城国皇別」「河内国皇別」「和泉国皇別」に「的臣」があるが播磨は見えない（佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究 本文篇』）。
- (64) 『八幡大菩薩本末因位御縁起』（前掲重松明久氏訓訳『八幡宇佐宮御託宣集』所収）がほぼ同文であるが、zがない。
- (65) 同人の『公事根源』では傍線部が「こま人ども、弥をそれをなして、御門になびきしたがひ奉りとなん」とある（国会図書館の元和古活字本の電子公開）。
- (66) 「日蓮書状」（弘安三年八月、『鎌倉遺文』一四〇五一）
- (67) 沢井耐三氏『室町物語と古俳諧 室町の「知」の行方』の翻刻。
- (68) 『吾妻鏡』治承四年十二月二十日条。
- (69) 東大史料編纂所の謄写本の電子公開による。
- (70) 『きまん国物語』では、鬼と人間の射芸競争に「くろかねの的」が登場する（『室町時代物語大成』四）。『釈迦の本地』に婿選の競技の一として悉多太子と提婆の競争が登場するのも同趣だらう（真福寺善本叢刊『中世仏伝集』・『室町時代物語集』四・『室町時代物語大成』七他所収）。
- (71) 『宮寺縁事抄』十三（大日本古文书『石清水文书之五』）・『宮寺遷座極楽寺縁起』所収「住吉縁起」（『石清水八幡宮史料叢書 二 縁起 託宣』も同じ）。
- (72) 国文学研究資料館蔵文正元年写『八幡大菩薩御縁起』（電子公開）、天理図書館蔵享祿四年奥書『八幡大菩薩御縁起』（『室町時代物語大

成」十）・慶応大本（石川透氏「慶應義塾図書館蔵『八幡大菩薩御縁起』解題・翻刻」（『三田国文』三十三、平成十三年三月）・『衣奈八幡宮縁起』（古典文庫『神道物語集』・『和歌山県史 中世史料二』）・国文学研究資料館蔵承応二年写本（『神道大系 文学編二 中世神道物語』・西尾市立図書館岩瀬文庫蔵『八幡大菩薩縁起』（電子公開）・承応刊本『八幡の御本地』（『室町時代物語大成』十）・鞆淵八幡神社本（亀田孜氏『仏教説話絵の研究』）・奈多宮本（『宇佐・国東半島を中心とする文化財』）・恒石八幡神社本（小林芳規氏「角筆下絵八幡大菩薩縁起」（『内海文化研究所紀要』二十二、平成六年三月）にも見える。猶注（9）の縁起もこれを持つ。

(73) 『諸縁起』所収大江匡房作「宮崎宮記」（『石清水八幡宮史料叢書』二）。金沢文庫蔵『八幡略縁起』四にも引かれる（『金沢文庫の中世神道資料』）。

(74) 「中世における神功皇后像の展開―縁起から『太平記』へ」（『国文目白』三十一、平成三年十一月）。能『弓矢』にも皇后と弓矢の結び付きが記される（日本古典全集『謡曲集』下）。

(75) 『武田弓箭故実』・『射御拾遺抄』（続群書類従）も同。仙台市博物館蔵、伊達家寄託資料『弓のおこり』（永禄十二年伊達実元写）には、「弓を御多羅枝と云事、神后皇后の御宇より申也」とある。

(76) 続群書類従『兵将陣訓要略抄』にも見える。

(77) 『神道集』巻四「信濃国鎮守諏方大明神秋山祭事」（貴重古典籍叢刊『赤木文庫本神道集』）・『諏訪大明神絵詞』（古典文庫『中世神仏説話 続々』）に見える。

〔付記〕 現在の人権観念と相反する言説を含む文献を利用するが、筆

者がそれに与するものでない事は勿論である。